

アイホテル宿泊約款

第1条 適用範囲

当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の主旨、法令および慣習に反しない範囲で特約応ずることができます。

第2条 宿泊契約の申込

当施設に宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊者住所 連絡先
- (3) 宿泊日および到着予定時刻
- (4) その他 当施設が必要と認める事項

インターネットからの予約

- ① 当施設予約サイトからのお申込みの場合、予約入力フォームを利用頂きます。予約入力フォーム以外からのお申し込みは、原則としてお受けできません。
- ② 必要事項の記入漏れ、記入内容が事実と異なる場合は予約が無効になることもあります。

第3条 料金の支払い

料金の支払いは、当施設が指定した決済サービス等により、利用申し込みの際にお支払いをいただきます。

ホテルは料金を宿泊しようとする宿泊者が料金を収受した時点から、契約が成立したと扱いを始める。

また、契約が成立したことでのこの約款を承諾したものとします。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結あるいは履行に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団員等(以下「暴力団」とする)又は、その関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとするものが宿泊者以外を客室に連れ込む行為、またはその意思が認められるとき。

- (6) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動や可能性があるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝
威圧的な言動や行為など、またこれらを用い不当要求を行い、合理的範囲を超える要求をしたとき、また同様な行為を行ったと認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿させることができないとき。
- (12) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
- (13) その他、宿泊施設の当該時間の責任者により、上記以外の事由により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れや、可能性があるとき。
(客室内で喫煙等の警告を無視するなどの迷惑行為、ホテル職員や他の宿泊客への暴言、暴行、脅迫、業務妨害等の行為)

第5条 契約解除違約金

当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は、一部を解除した時は、別表の違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後9時（あらかじめ予定時刻を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても予約宿泊者が到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理をすることがあります。

前項の規定より解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は、前項の違約金を予約宿泊者に請求しません。

第6条 当施設の契約解除権

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊予約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が第2条の施設の求めに応じないとき。
- (2) 宿泊客が宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (3) 宿泊の申込の人数より多く宿泊又は利用しようとしたとき。
- (4) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (6) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (7) 宿泊者が、暴力団および暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (8) 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき

- (9) 宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。
- (10) 宿泊客が他の宿泊客や当施設に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (11) 宿泊客が宿泊施設もしくは当施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当行為や不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
又、かつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (12) 居室内でのタバコ、消防用設備、通信設備その他保安上の設備に対する迷惑行為
他、施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

第7条 宿泊の登録

- (1) 宿泊客は、宿泊当日、当施設の指定する場所において、次の事項を登録していました。
- (2) 宿泊者指名 住所 連絡先
- (3) 外国人にあっては国籍 パスポート番号等
- (4) 出発日 予定時刻
- (5) その他当施設が必要と認める事項

第8条 客室の利用時間

- (1) チェックイン 15:00~
- (2) チェックアウト 10:00

第9条 利用規約の遵守

宿泊客は当施設内においては、当施設が定める利用規約に従っていただきます。

第10条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被った当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償して頂きます。

喫煙（電子タバコ等を含む）の場合は一律 50,000 円

喫煙以外の場合は、その実情に応じての請求とします。

なお、館内の施設や客室等で喫煙行為及び迷惑行為が発覚した場合、当該者の今後の宿泊予約を拒否します。

（客室内での喫煙などによる損害をホテルが受けた場合、客室の改装に関わる工事や、当該の客室が販売できない期間の損害料金等を請求します。）

第11条 契約した客室が提供できないときの取扱い

当施設は、宿泊客に契約した客室が提供できないときは、できる限り同一条件による他の施設を斡旋します。

第12条 客室のカードキーについて

宿泊客が当施設を出発する際に、使用した客室のカードキーが返却できない、もしくは次の使用に差支えがある状態のカードキーについては、新カードキー作成料金として 3,000 円の税別を請求させていただきます。

第13条 駐車の責任

宿泊客の故意、又は過失による当施設が損害を被ったとき、当該宿泊者は当施設にその損害を賠償していただきます。

又、駐車場内での盗難、事故に当施設はその責任を一切負いません。

別表 違約金

違約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	7日前	10日前
申込人数（一般） 9名まで	100%	100%	80%	0%	0%
(団体) 10名以上	100%	100%	50%	30%	10%
当日 午後4時まで	0%				
午後10時まで	50%				
午後10時以降	100%				

契約日数が短縮した場合（予約の変更）その短縮に関わらず1日分（初日）の違約金といたします。

団体客の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数は切り上げ）にあたる人数については、違約金を請求いたしません。

アイホテル京急蒲田駅前